第六十九条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

5　前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

第七十四条第四項中「第四項」を「第六項」に改める。

第百五十一条中「第三十一条第五項」を「第三十一条第七項」に改める。

第百五十三条第三項中「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に、「第三十一条第六項及び」を「第三十一条第四項及び第八項並びに」に改める。

第百五十四条第四項中「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に改める。

第百五十六条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

第百五十六条に次の一項を加える。

9　前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第三百二十八条第一項第四号中「第四項（」を「第六項（」に改める。

第三百三十条第四号中「第四項の」を「第六項の」に改め、同条第五号中「第三十一条第七項」を「第三十一条第九項」に改め、同条第六号中「第三十一条第八項」を「第三十一条第十項」に改める。

第三百三十一条中「第三十一条第五項」を「第三十一条第七項」に改める。

（精神保健福祉士法の一部改正）

第四十条　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があった事項を精神保健福祉士登録簿に登録するとともに、当該届出をした精神保健福祉士に対し、登録の変更を証する書類を交付するものとする。

第三十一条に次の一項を加える。

3　前項の規定による交付は、第一項の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

第三十四条の見出し中「変更登録等」を「登録証の書換交付等」に改め、同条中「記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の」を「書換交付又は」に改める。

第三十六条第一項中「、第三十三条及び」を「及び第二項、第三十三条並びに」に改め、同条第二項中「が登録」を「が登録（変更の登録を含む。）」に、「精神保健福祉士の登録」を「当該登録」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第四十一条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百三十一条中「第二百七十一条第二項」を「第二百七十一条第三項」に改める。

第二百五十条第三項中「第二百四十五条」を「第二百四十五条第一項」に改める。

第二百五十六条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　受益証券の権利者は、あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるときは、前項の規定による書面による請求に代えて、電磁的方法によりその権利を行使すべきことを請求することができる。この場合において、当該受益証券の権利者は、当該書面による請求をしたものとみなす。

第二百六十七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項に規定する受益証券の権利者は、あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるときは、前項の規定による書面による請求に代えて、電磁的方法により第一項の請求をすることができる。この場合において、当該受益証券の権利者は、当該書面による請求をしたものとみなす。

第二百七十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　受益証券の権利者は、あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるときは、前項の規定による書面による通知に代えて、電磁的方法により同項に規定する特定目的信託契約の変更に反対する旨を通知することができる。この場合において、当該受益証券の権利者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正）

第四十二条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の建設業を営む者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項の対象建設工事を発注しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業を営む者は、当該書面を交付したものとみなす。

第四十四条第二項ただし書中「及び第二項」の下に「、第十二条第二項」を加える。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第四十三条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第五項中「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改め、同条第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「準ずる」を「代わる」に、「おいては」を「おいて、当該マンション管理業者は、当該書面を交付したものとみなし」に改め、同条に次の一項を加える。

7　マンション管理業者は、第三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等の承諾を得て、管理業務主任者に、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって第五項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供させることができる。この場合において、当該マンション管理業者は、当該管理業務主任者に当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

第七十三条第二項中「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改め、同条第三項中「準ずる」を「代わる」に、「おいては」を「おいて、当該マンション管理業者は、当該書面を交付したものとみなし」に改める。

第百九条第一項第七号中「記名押印」を「記名」に改める。